

工事の入札に係る事後公表について

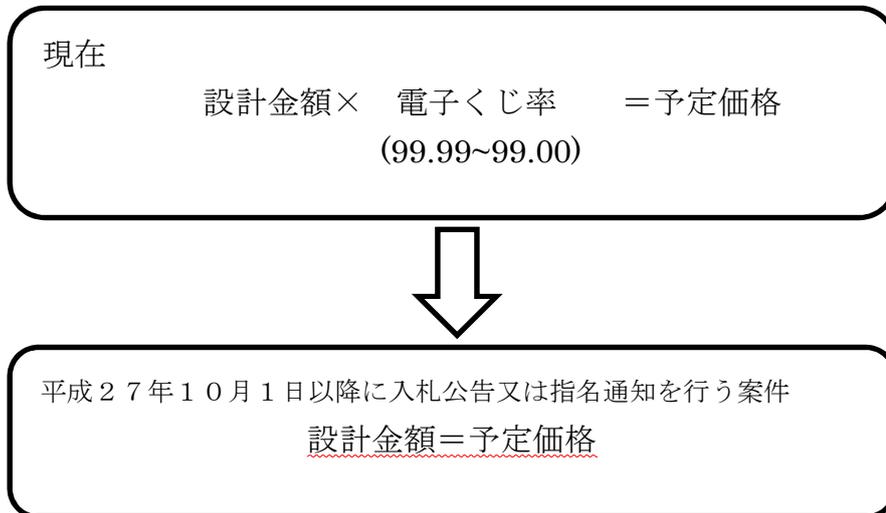
平成26年度より試行している予定価格の事後公表について、平成27年10月より本格実施します。併せて、試行の継続及び試行範囲の拡大を行います。

(1) 事後公表対象案件

- ・土木系工事の条件付き一般競争入札・・・事後公表の本格実施
 - ・営繕系工事の条件付き一般競争入札・・・事後公表の試行継続
 - ・土木系、営繕系工事の指名競争入札・・・事後公表の試行開始
- ※平成28年4月から全面移行を予定しています。

(2) 電子くじの廃止

事前公表、事後公表に係らず、予定価格決定の際に使用していた電子くじを廃止します。したがって、設計金額がそのまま予定価格になります。



(3) 入札回数

初度入札+再度入札2回の3回までとします。

※指名競争入札の際は2回目、3回目用の入札書の準備をお願いします。

(4) 落札後の公表内容について

工事工種体系のレベル3程度（営繕系は中項目）までの金額を記載した参考設計書を契約課窓口にて1ヶ月間公表します。

※市職員等に対する設計金額の情報漏えい要求行為などの不当な働きかけがあったことが判明した場合には、調査の上、指名停止等の措置要綱に基づき措置を行います。